

令和8年第1回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和8年3月10日（火）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 教育民生常任委員長報告

日程第 3 委員会提出議案第2号 五城目町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

日程第 4 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 議員派遣の件について

3 閉会

令和8年五城目町議会3月定例会会議録

令和8年3月10日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井和歌子	2番 小玉正範
3番 伊藤信子	4番 石川交三
5番 中村司	6番 佐沢由佳子
7番 石川重光	8番 松浦真
9番 工藤政彦	10番 椎名志保
11番 斎藤晋	12番 石井光雅
13番 佐々木仁茂	14番 館岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川滋	副町長	澤田石清樹
教育長	小玉史男	まちづくり課長	柴田浩之
会計管理者兼 税務会計課長	小玉洋史	議会事務局長	千田絢子
商工振興課長	鳥井隆	建設課長	小野亨
学校教育課長	小玉重巖	生涯学習課長	工藤晴樹
住民生活課長	石井一	健康福祉課長	館岡裕美
消防長	佐々木貴仁	総務課課長補佐	大石靖宜
農林振興課課長補佐	齊藤茂		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） おはようございます。

令和8年第1回定例会において当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案15件、陳情1件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において3月5日午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は7名の全員であります。参与には、東海林総務課長、大石総務課長補佐、工藤総務課長補佐、柴田まちづくり課長、伊藤まちづくり課長補佐、小玉会計管理者兼税務会計課長、佐藤税務会計課長補佐、千田議会事務局長、齊藤農林振興課長補佐、鳥井商工振興課長、伊藤商工振興課長補佐、小野建設課長、小玉哲央建設課長補佐、小玉哲也建設課長補佐。書記には、大石建設課参事、齋藤まちづくり課主任、小林商工振興課主任を指名し、会議に入りました。

議案第1号、五城目町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、五城目町過疎地域持続的発展計画を変更しようとするものであり、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、町長公約である子育て支援施策が計画に具体的に盛り込まれていない理由や、過疎債の規模、また、赤倉山荘改修の位置付けなどについて質疑があり、当局からは、子育て支援については計画本文に位置付けており、今後事業内容が具体化した段階で実施計画に追加していく考えであること、また、赤倉山荘については現段階では想定事業として記載しているもので、内容は今後検討していくとの答弁がありました。

また委員からは、温泉施設の整備については財政負担も考慮し、観光資源としての活

用も含め慎重に検討すべきとの意見や、民間事業者との連携による施設運営の検討を求める意見が出されました。

ほかには特に質疑もなく、議案第1号については全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第2号、工事請負変更（第3回）契約の締結について、令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）についてであります。

本案は、令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去・新設工事）の第3回の変更契約を締結するため、議会の議決を求められたものであります。

変更内容は、工事数量の精算や仮設材を上部工工事へ引き継ぐことによる減工のほか、護岸工や道路復旧工の一部増工によるもので、契約額を2,502万7,200円減額し、変更後の契約額を2億2,960万4,100円とするものです。

なお、工期は変更なく、令和8年3月27日までとしております。

契約の相手方は、株式会社菅与組五城目支店であります。

委員からは、契約金額が減額となった理由について質疑があり、これに対し当局からは、当初計画では仮設栈橋などの仮設構造物を下部工工事終了後に撤去する予定であったが、上部工工事においても継続して使用することとしたため、撤去費用及び運搬費用が不要となり、その分契約額を減額するものであるとの答弁がありました。

また委員からは、仮橋の撤去について、兩岸の仮設工事も含め撤去費用が相当額になると考えられるが、その費用は国土交通省の負担となるものかとの質疑があり、当局からは、上部工の架設完了後、作業ヤードや鉄板などの仮設物を撤去した後、仮橋を撤去する予定であり、これらの工事は国庫負担の対象工事となるとの答弁がありました。

ほかには質疑はなく、議案第2号については全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第3号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（上部工）についてであります。

本案は、令和7年3月18日に議会の議決を得た「令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（上部工）」の変更請負契約について、第2回変更契約を締結するため、条例の規定により議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、下部工施工時に使用していた仮栈橋を、橋桁架設のため本工事へ引き継いで使用することに伴い、その撤去・搬出等の工事が増工となるものであります。

これにより契約額を2,674万8,700円増額し、変更後の契約額を2億9,212万7,000円とするほか、工期を9か月延長するものであります。

契約の相手方は、ピーエス・コンストラクション株式会社秋田営業所であります。

委員からは、上部工と下部工の工事が、それぞれ別の業者で契約されていることについて問題はないかとの質疑があり、当局からは、上部工は共同企業体、下部工は単独業者での契約であるが、施工上及び契約上も問題はない旨の答弁がありました。

また、護岸の根固めとして施工している袋詰め玉石について、当初計画との違いを問う質疑があり、当局からは、現地の状況を踏まえ、当初より数量を増やし、より確実な施工としている旨の説明がありました。

さらに委員から、工事の影響による農作業への支障について質疑があり、当局からは、田植え後の作業について当初説明より約2か月程度遅れる見込みとなったことから、春作業の合間を見て、改めて地元住民への説明会を開催する予定であるとの答弁がありました。

ほかには特に質疑はなく、議案第3号については全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして議案第4号、組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

本案は、福祉行政サービスの充実を図ることを目的として、組織機構改革を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、「五城目町課設置条例」の一部改正により、現在の健康福祉課を「地域福祉課」、「健康推進課」、「子育て支援課」の3課に再編するものであります。また、「五城目町子ども・子育て会議条例」の一部改正では、子ども・子育て会議の庶務担当課を「健康福祉課」から「子育て支援課」に改めるもので、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、健康福祉課を3課体制に再編することに伴う職員配置について質疑があり、当局からは、具体的な職員配置については今後の人事異動の中で決定することになるが、可能な限り体制の充実を図りながら対応していきたいとの答弁がありました。

ほかには特に質疑はなく、議案第4号については全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第5号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いてであります。

本案は、緊急消防援助隊として災害派遣された場合の手当を新設するとともに、消防業務に係る特殊勤務手当に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求められたものであります。

委員からは特に質疑はなく、議案第5号については全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして議案第6号、五城目町中小企業経営安定支援基金条例を廃止する条例制定についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した町内中小企業を支援するため実施してきた、五城目町中小企業経営安定資金利子補給事業が、令和8年3月31日をもって終了することに伴い、当該事業の財源に充てる基金条例を廃止しようとするもので、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、まずコロナの影響についての認識が問われ、当局から、本事業は令和2年度に県が実施した経営安定資金危機対策融資を受けた事業者に対し、当初3年間は県、その後2年間は町が利子補給を行う制度であり、令和8年3月31日をもって事業が終了するため条例を廃止するものであるとの答弁がありました。

また、融資の内容については、一事業者当たり融資上限は6,000万円で、町内事業者の利用実績は延べ131件、総額13億3,285万円であるとの説明がありました。

さらに、制度継続の要望の有無については、クマの出没による影響などに関する融資要望は現在のところ寄せられていないとの答弁がありました。

加えて、融資の条件については、町がセーフティーネットの認定を行った企業が県に融資を申し込む仕組みであり、対象は小売業に限らず製造業や建設業なども含まれているとの説明がありました。

ほかには特に質疑はなく、議案第6号については全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第8号、五城目町定市場設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、出店者数が著しく少ない状況が継続していることから、1月2日の定市場及び臨時市場の開催を行わないこととし、五城目朝市の質の維持向上を図るため、条例の

一部を改正しようとするもので、議会の議決を求められたものであります。

改正内容は、第4条において、5月4日、8月13日、12月31日の臨時市場及び1月2日の定市場を開設しないこととするものであります。

委員からは、朝市振興委員会から朝市の開催日の再考と規約の設定について意見書が提出されているが、町としての考えを問う質疑があり、当局からは、規約の設定については要綱を制定することで対応する予定であるとの答弁がありました。

ほかには特に質疑はなく、議案第8号については全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第9号、五城目町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料の単価を改定するため、条例の一部を改正しようとするもので、議会の議決を求められたものであります。

改正内容は、第2条関係の別表を全部改正し、令和6年度の固定資産税評価額の評価替えや、地価に対する賃料水準の変動等を反映した額とするものであります。

委員からは、占用料が引き上げられたことにより、年間どの程度の増収となるのかとの質疑があり、当局からは、令和8年度予算ベースでは220万9,000円であり、前年度の177万8,000円と比較して43万1,000円の増額となる見込みであるとの答弁がありました。

ほかには特に質疑はなく、議案第9号については全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第11号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第7号）の関係部分についてであります。

本案は、衆議院議員総選挙への対応費用と、大雪による道路除雪や高齢者世帯などの間口除雪の費用を確保するため、地方自治法第179条第1項に基づき、令和8年1月23日付けで令和7年度五城目町一般会計補正予算（第7号）を専決処分をしたものであり、報告し承認を求められたものであります。

委員からは、投票所の数を従来の14か所から7か所に減らした理由について質疑がありました。これに対し当局から、投票事務に従事する人員確保の問題などを踏まえ集約したものであり、投票率低下への対応として、期日前投票におけるタクシー利用支援

などを実施しているとの説明がありました。

また、移動投票所（バス）の導入については、人員確保が課題であり、現時点では実施が難しいとの答弁がありました。

また委員からは、除雪費について当初予算 2,000 万円に対し今回 8,000 万円を追加し、合計 1 億円となるが、毎年専決処分により増額している状況について質疑がありました。これに対し当局からは、降雪量の予測が困難であるため当初予算は抑え、状況に応じて補正しているものであり、今回も大雪への対応のため追加したものであるとの答弁がありました。

また、専決処分について質問があり、当局からは、議会を招集する時間的余裕がない緊急の場合に地方自治法に基づき行うものであり、必要な場合は休日であっても実施可能であるとの説明がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第 11 号の関係部分については全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第 12 号、専決処分（第 2 号）の承認を求めることについて、令和 7 年度五城目町一般会計補正予算（第 8 号）についてであります。

本案は、この冬の町民の安全確保のため、今後必要となる道路除雪などの経費を確保する目的で、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき、令和 8 年 2 月 9 日付けで令和 7 年度五城目町一般会計補正予算（第 8 号）を専決処分をしたものであり、報告し承認を求められたものであります。

委員からは、除雪費の予算額と執行状況について質疑があり、当局からは、除雪費の予算総額は 2 億 5,000 万円であり、2 月末時点での執行済額は 1 億 7,474 万 2,430 円、残額は 7,525 万 7,570 円となっているとの答弁がありました。

また、現在実施している排雪作業の費用を含めると、最終的な執行額は約 1 億 8,000 万円程度になる見込みであるとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第 12 号は全会一致で承認すべきものと決しております。

続いて議案第 13 号、令和 7 年度五城目町一般会計補正予算（第 9 号）の関係部分についてであります。

補正予算の主なものですが、委員からは、町長公約である「圧倒的に子育てを応援する町」に関連し、重点施策として掲げられている雀館公園一帯の「子どものびのびゾー

ン整備」や「子ども子育て総合支援施設の設置」について、過疎地域持続的発展計画の事業に具体的に盛り込まれていない理由について質疑がありました。これに対し当局から、本計画は本文の内容について承認を得るものであり、当該施策については本文に位置付けているため過疎債の対象となり得るとの国・県の判断を得ていること、現時点では具体的な事業内容が未確定のため、実施計画には記載していないが、今後内容が具体化した段階で実施計画を見直し、事業として位置付けていく考えであるとの答弁がありました。

さらに委員より、子ども子育て支援施設や子どものびのびゾーンの事業が具体化した場合、過疎債を活用するため実施計画へ今後盛り込まれるとの理解でよいか、また、過疎債は公共交通など生活基盤だけでなく子ども関連事業にも活用できるのかとの確認がありました。それに対して当局から、そのとおりであり、今後事業が具体化した段階で実施計画へ反映し、子ども関連事業についても過疎債を活用して進めていく考えであるとの答弁がありました。

委員からは、今回の補正では実績見込みによる減額が多く、当初予算との乖離が大きいのではないかと質疑がありました。当局からは、事業の実績見込みに基づく調整であり、最終的には歳入歳出を整理して決算に向けて調整していくもので、例年の補正と同様の傾向である旨の答弁がありました。

また委員より、財政調整基金はどの程度の残高が望ましいのかとの質疑がありました。当局からは、第7次行政改革推進プログラムにおいて20億円を目標額としており、災害などの緊急対応に約10億円、企業誘致等の政策対応に約10億円を想定しているとの答弁がありました。

委員から、ふるさと納税の寄附額のうち、町にどの程度残るのかとの質疑があり、当局からは、制度上、寄附額の5割程度が町の収入となり、3割が返礼品、2割程度がシステム利用料等の経費であるとの答弁がありました。

また委員より、基金運用益が増えていることについて運用状況の質疑があり、当局からは、秋田県債や地方公共団体金融機構債、グリーンbond等で運用しており、現在は金利上昇の状況にあるものの、既存の債券は途中解約すると元本割れの可能性があるため、慎重に対応しているとの答弁がありました。

委員から、集約都市形成支援事業費補助金について質疑があり、当局からは、当初、委託料1,400万円に対し補助金730万円を見込んでいたが、国の内示額が約27

0万円と大きく下回ったため、委託内容を見直しし、委託料を約610万円に減額して計画策定を進めているとの答弁でありました。

なお、本計画は人口動向や土地利用の現状を把握し、人口減少社会に対応した効率的なまちづくり、いわゆるコンパクトシティ化を目指すもので、令和9年度の完成を予定しているとのことでありました。

また、町民アンケートは抽出による2,000人を対象に実施しており、今後、課題整理後にワークショップや説明会を行う予定で、計画策定業務はコンサルタントへ委託するとの答弁がありました。

さらに、住宅リフォーム補助金については、令和7年度は16件の申請で、新たな申請がなかったため減額したものであり、令和8年度も予算を計上しているとの答弁がありました。

次に委員より、庁舎前の建造物の古い根瘤、根っこですね、掲示板等の移設について質疑があり、当局からは、蜂の発生などの問題があり移設を検討しているもので、庁舎前の景観や掲示機能の整理も含め、適切な場所への移設を検討しているとの答弁がありました。

委員より、森林環境譲与税の収入と積立状況について質疑があり、当局からは、年間およそ5,000万円程度の収入見込みであり、可能な限り当年度の事業に活用しつつ、必要に応じて基金も活用していく考えとの答弁がありました。

委員から、地域おこし協力隊968万円の減額については、募集していなかったのか、それとも応募があったが適任者がいなかったのか。また、地域活性化支援センターの調査設計委託料及び工事請負費を合わせて約1,150万円減額補正した理由は何かとの質疑があり、当局からは、地域おこし協力隊については募集を行ったものの、3年間活動できる適任者がいなかったことによるものである。また、JICAとの協定による短期実習生についても、冬期間の応募がなかった。現在も募集は継続しているが、応募者とのマッチングが難しい状況にあり、募集方法も含めて見直しを検討している。地域活性化支援センターについては、LED化工事に係る実施設計及び設計監理の実績に基づき調査設計委託料を減額したほか、工事請負費についても入札の結果、落札額が当初予算を下回ったことから減額補正したものであるとの答弁がありました。

委員からは、丸六付近から街路樹の伐採が進められており、町のイメージが変わりつつあるように感じるが、今後の五城目町の景観についてどのような考えで進めていくの

かとの質疑があり、当局からは、街路樹などの自然をそのまま維持する場合には維持管理費がかかることから、景観にも配慮しつつ支障となる部分を中心に伐採を進めている。また、街路樹の落ち葉が道路排水の支障となり浸水対策に影響することもあるため、総合的に判断し、維持管理に手間がかかる部分については抑えていく考えであるとの答弁がありました。

委員から、農業振興費一般が前年より約1,200万円増額となっているが、その主な内容として計上されている「未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金」及び「農地利用効率化支援交付金」の内容について、また、新たに計上された「集落営農連携促進等事業費補助金」の内容についての質疑があり、当局からは、未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金は、館越未来づくり協議会及び未来の里山協議会の2団体の活動を支援するものであり、2か年事業のため今年度が最終年度となる。農地利用効率化支援交付金は、大川地区の加藤剛氏及び館越の農事法人スマイル館越の機械導入に対する補助である。また、集落営農連携促進等事業費補助金は令和8年度からの新規事業であり、スマイル館越及び高崎ファームの2法人に対する機械導入と正規雇用1名の確保を支援するもので、総額1,234万7,000円を計上している。

なお、町内の農業法人は、解散した法人もあるが新たに2法人が加わり、現在9法人となっているとの答弁がありました。

委員からは、ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金について、太さによって単価を上げてほしいとの声があるが、制度設計に反映されているのか。また、自力伐採の単価1,000円については安いとの声があるが、どう考えているかとの質疑があり、当局からは、本事業は上限5万円として予算計上している。伐採単価については今後調整する予定であり、樹木の太さに応じて単価を設定している市町村もあることから、それを参考に検討していく。また、自力伐採の単価1,000円については、他市町村の例を参考に設定したものであるが、申請者からの意見もあることから、単価の見直しについて検討していく考えであるとの答弁がありました。

委員から、町債残高約59億円を基に単純計算すると利率は約0.45%となるが、これは実態としてどうなのか。また、今後金利が1%を超える可能性はあるのかとの質疑があり、当局からは、起債の利率は借入先や借入期間によって異なるが、最近の借入れでは金利が上昇しており、2月26日に借り入れたふるさと融資の利率は2.7%となっている。現在は基本的に2%を超える水準となっており、今後新たに起債を行う場

合は、これまでより高い金利となる可能性があるとの答弁でした。

ほかには特に質疑、意見もなく、議案第13号の関係部分は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第18号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

委員からは、富田地区の消火栓破損の原因は何かとの質疑があり、当局からは、配水管本管から消火栓につなぐ管の一部に、以前使用されていた石綿管があり、老朽化により管の強度が低下したことから破損したものである。なお、車両等の衝突など外的要因によるものではなく、地中部分の老朽化によるものであるとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第18号は全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第19号、令和8年度五城目町一般会計予算の関係部分についてであります。

委員からは、企業誘致専門監について、新年度予算で約368万円が計上されている。町長の施政説明では、企業誘致とふるさと納税の強化に取り組むとされているが、具体的にどのような役割や業務を担うのか。また、姉妹都市である千代田区との関係や企業訪問などを通じて、企業版ふるさと納税の獲得などにも取り組めないかとの質疑があり、当局からは、企業誘致専門監は、町長の公約の一つである企業誘致の推進を目的に配置するものである。ただし、具体的な業務内容については現時点で詳細を詰めている段階ではない。企業誘致については、大規模工場などの誘致だけでなく、空き家や空き店舗などを活用した小規模な事業所やリモートワークなど、地域特性に合った形での企業活動の誘致も視野に入れている。また、新たに着任する専門監の知見や提案も踏まえながら、町長の考えに沿って取り組んでいく考えであるとの答弁がありました。

また委員からは、町民の多くは若者の雇用の場となるような企業誘致を期待しているため、リモートワーク型だけでなく、一定規模の企業誘致も諦めずに取り組んでほしい。また、姉妹都市である千代田区との関係を活用し、企業とのつながりづくりや企業版ふるさと納税の獲得などにもつなげてほしいとの要望がありました。

委員から、町税の滞納分の回収率について質疑があり、当局から、町民税は約8%、固定資産税は約5%であるとの答弁がありました。

また委員より、滞納分の回収見込みや徴収対策について質疑があり、当局から、予算

として一定額を計上しているものの、年度末には補正で調整する場合もあること、現在は臨戸徴収は実施していないが、預貯金等の財産調査を行い、誠意が見られない場合は差し押さえも実施していること、今年度は新たな差し押さえはないものの、過去の差し押さえにより約40万円の回収があったとの答弁がありました。

これに対し委員から、納税の公平性の観点から督促や個別訪問など適切な対応を求める意見が述べられました。

また、不納欠損の状況についての質疑があり、当局から、執行停止後3年を経過したものは137人分で、一般税と国民健康保険税を合わせて約1,251万円となっているとの答弁がありました。

さらに委員から、不納欠損が増えているのではないかと指摘や、時効による欠損とにならないよう適切な対応を求める意見があり、当局から、納付能力がある場合は執行停止とはせず、財産調査などを行いながら徴収に努めているとの答弁がありました。

委員から、デジタル化推進の中で進めるテレワーク導入について、必要となる機器や運用方法、経費の内容について質疑がありました。これに対し当局から、テレワーク用パソコンは既存のものに加え、補正予算で15台を購入しており、自宅から庁舎のパソコンを遠隔操作するためのシステム「モコナビ」40ライセンスの導入経費や、クラウド上でファイル共有を行うM365のライセンス費用などを含め、導入経費は総額で約500万円弱となるとの答弁がありました。

また委員より、テレワークの推進により担当者不在となることで住民サービスが低下するのではないかと懸念が示されました。これに対し当局から、担当者以外でも業務が対応できるよう業務マニュアルの整備を進めるとともに、M365による情報共有を図ることで業務の標準化を進める考えであり、育児や介護など多様な働き方に対応しながらも、住民サービスが低下しない体制づくりを進めていくとの答弁がありました。

さらに委員から、導入にあたっては実情を踏まえ、業者任せの契約とならないよう配慮すべきとの意見があり、当局からは、第7次行政改革推進プログラムに基づき、職員の働き方と住民サービスの維持向上の両立を図りながら進めていくとの答弁がありました。

また、コンビニ交付の経費について質疑があり、当局から、導入時の初期費用は約2,000万円、年間の運用費は約500万円程度となるとの説明がありました。

委員より、単独道路整備事業における大川地区及び森山地区の事業内容について質疑

があり、当局から、調査設計委託料として計上している1,588万4,000円のうち、大川地区については曙町で昨年9月の大雨の際に冠水が発生したことから、その原因となる水の流れの調査を行うものであるとの答弁がありました。

また、森山地区については、岡本から浦横町付近の町道森山下線から流出した土砂により県道が損壊し通行止めとなったことから、その解消に向けて現地調査を行い、水の流れや排水処理の方法について検討するための調査を行うものであるとの答弁がありました。

委員より、地域活性化支援センターの収入について、町からの委託料以外の収入内容について質疑がありました。当局から、施設の収入として、使用料が約364万円、入居者から徴収している水道光熱費が約65万円、視察料が約20万円で、合計約500万円弱であるとの答弁がありました。

さらに委員より、これらを含めた総額について確認があり、当局からは、町からの委託料と合わせると、全体で約1,900万円程度となるとの答弁がありました。

委員より、街路維持補修事業に計上されているアーチ撤去に関する内容について質疑がありました。これに対し当局から、街路維持補修事業の調査設計等委託料258万8,000円は、県道秋田八郎潟線の交差点付近に設置されているアーチの解体に係る設計業務費であるとの答弁がありました。

また、当該アーチは点検の結果、内部の腐食が進んでいることが判明し、倒壊の危険性もあることから、改修または解体を検討したが、道路上の構造物であるため新たな占用許可が下りない可能性が高く、建て替えも困難であることから、安全確保のため撤去の方向で進めたいとの説明がありました。

さらに委員より、当該アーチは補助事業で整備されたものであり、町外からの来訪者への歓迎表示や朝市の案内など町のPRの役割も果たしていることから、代替となるPR施設の設置について質疑がありました。これに対し当局から、これまで町のPRを担ってきた経緯は認識しており、目立つ場所であることから町のPRの在り方についても検討する必要があるとの考えでいるが、具体的な方法については今後検討していくとの答弁がありました。

委員より、脱炭素化推進事業を廃止する理由について質疑があり、当局から、当初は国の補助金を活用し、木質バイオマスを想定した事業実施に向け基本計画の作成まで進めていたが、事業主体の在り方や原料となる木材の確保が困難であることが分かったこ

とから、事業を一旦白紙に戻すこととしたとの答弁がありました。

また、今後は別の形で温暖化対策に取り組んでいくとの説明がありました。

委員より、集落支援員活動事業費について、来年度の集落支援員の人数についての質疑がありました。これに対し当局から、来年度の予定として、本町部は専任1名、兼任4名、浅見内地区は9名、また買い物支援の専任が2名であるとの答弁がありました。

道路補修事業の道路清掃委託料について、委員から、この事業は令和5年の水害を受けて実施するものかとの質疑がありました。当局からは、令和5年の水害で浸水した箇所や側溝の泥詰まりなどを解消するため、定期的に清掃を行うものであり、今後も毎年実施していく予定であるとの答弁がありました。

また、実施箇所については浸水のあった区域を中心に、町内会からの要望があった箇所にも対応しているとのことでありました。

地域おこし協力隊に係る経費について、委員から、JICAインターンの人数や予算の内訳、また協力隊の採用方針について質疑がありました。これに対し当局から、JICAインターンについては5名分として360万円を計上しており、残りは地域おこし協力隊を採用した場合の経費及び募集に要する費用として計上しているとの答弁がありました。

また、協力隊及びJICAインターンの受入れや業務管理については、ドチャベンジャーズに委託しているとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第19号の関係部分は全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第24号、令和8年度五城目町水道事業会計予算についてであります。

委員より、キャッシュフロー計算書について、近年キャッシュフローがマイナスになっているが、資金繰りはどのようになっているのかとの質疑がありました。これに対し当局からは、資金は普通預金と定期預金に分けて管理しており、現在は普通預金が逼迫している状況のため、必要に応じて定期預金を解約するなどして対応している。また、赤字の影響でキャッシュが減少していることから、今後は定期預金の組み替えなどを行いながら運転資金の確保に努めていくとの答弁がありました。

さらに委員から、今年度から料金改定を行っていることから、収益が改善し、3年程度で黒字化すればキャッシュ面も改善していくのではないかとの質疑があり、当局からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また委員より、浄水場を改築する場合、5年後にどの程度の費用が必要かについて質疑がありました。当局からは、現時点では具体的な事業費は試算しておらず、改築にあたっては現在の浄水場の場所が適切かどうかも含め検討する必要があること、事業費は流動的である旨の答弁がありました。

さらに、一般的な費用の目安についての質疑に対しては、規模は異なるが、秋田市の仁井田浄水場の事例では500億円から600億円程度であり、これを単純に縮小すると30億円から50億円程度になる可能性があるとの説明がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第24号は全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第25号、令和8年度五城目町下水道事業会計予算についてであります。

委員より、「ストック計画」の意味について質問があり、当局からは、下水道本管の改築など更新計画であり、正式には「ストックマネジメント計画」と呼ぶこと、概算2,200万円で計画されていることの説明がありました。

また、令和9年度からのウォーターPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）による官民連携で、秋田県や周辺自治体と10年間の共同維持管理を進めるために策定するものであると答弁がありました。

さらに、上水道の広域連携については、県の水道ビジョンで示されているものの具体的な動きはなく、現時点では下水道の管路に併設してもすぐには実現が難しく、上水道は料金徴収などソフト面からの広域連携が中心になるとの説明がありました。

委員より、純利益614万3,000円は一般会計からの補助金約1億3,000万円を含むため、実質的には赤字であるとの指摘がありました。当局からは、下水道事業ではルールに基づく繰入金や補助金が含まれていることを認めつつ、今後の料金改定により可能な限り一般会計の負担を減らし、料金収入で事業を賄える形に改善していくとの答弁がありました。

また、実質赤字の認識や不公平感の解消に向け、料金改定や経費削減に努める考えであることも説明されました。

委員より、合併浄化槽も含めた下水道の水洗化率について質疑があり、当局からは、合併処理浄化槽を含めて水洗化率は約75から76%であると答弁がありました。

また、公共下水道区域内で管路が未整備の箇所についての質疑に対し、当局からは、技術的に管を敷設するのが難しい場所や河川敷で許可が下りない箇所が残っており、新

たな整備は厳しいため、現状で頭打ちであるとの答弁がありました。

さらに、合併浄化槽の整備状況について、令和7年度では3基、令和6年度では1基と進捗は限定的であり、接続を希望しない世帯も多いため、普及は十分とは言えないとの答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、議案第25号は全会一致で可決すべきものと決しております。

ここからは陳情であります。当委員会に付託された陳情は1件であります。

陳情受理番号第1号、「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書についてであります。

陳情の趣旨は、物価高騰が続く中、最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者等の生活は厳しさを増しています。2025年の改定で全国加重平均では1,121円となりましたが、依然として生活を支える水準とは言えません。また、地域別制度により地域間格差が固定化され、発効日の遅れによる実質年収の差も生じています。賃金の底上げは、労働者の生活安定だけでなく、消費拡大を通じた地域経済の好循環につながります。そのためには、最低賃金を早期に時給1,500円へ引き上げること、全国一律制度への改正、さらに社会保険料の事業主負担軽減など中小企業支援の抜本的強化が必要とされています。

以上の内容について、国への意見書の提出を求められたものであります。

委員からは反対意見もなく、願意を了承し、陳情受理番号第1号は全会一致で採択すべきものと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第11号関係部分、議案第13号関係部分、議案第19号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議

案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第18号、議案第24号、議案第25号は原案可決と決めます。議案第12号は原案承認と決めます。陳情第1号は採択と決めます。

次に、委員会提出議案第1号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第1号、「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める」意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長(工藤政彦君) 委員会提出議案第1号、「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める」意見書について、提案理由を申し上げます。

労働者の生活を支えるため、最低賃金法を全国一律制度に改正し、発効日を最短にするとともに、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化することを要望するものであります。

意見書(案)と提出先は資料に添付してありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第1号は可決と決めます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長(松浦真君) 令和8年3月定例会において当教育民生常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案13件であります。

これらの審査のため、教育民生常任委員会室において3月5日午前10時及び6日の午後1時から2日間にわたり会議を開いておりますので、その経過と結果について報告

いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には、小玉史男教育長、小玉学校教育課長、工藤生涯学習課長、石井住民生活課長、舘岡健康福祉課長、佐々木消防長をはじめ関係職員が出席し、3月5日の書記には学校教育課八柳創太係長、地域包括支援センター八柳清花係長、消防本部越高係長、住民生活課加藤係長、3月6日の書記には学校教育課熊岡主任、健康福祉課伊藤主任、消防本部嶋崎主事、住民生活課加藤係長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

まず議案第7号、五城目町教育施設整備基金条例の制定についてであります。

本案は、旧大川小学校施設の有償貸付契約継続にあたり、国の公立学校施設整備費補助金の財産処分承認申請に係る補助金相当額を積み立て、将来の学校施設整備に充てることを目的とした基金を設置するものです。類似基金は令和5年度末に財政調整基金へ一本化して廃止されていましたが、今回再設置となります。基金は旧大川小学校に限らず、小・中学校全体の大規模改修にも対応できる内容となっており、貸付金額は年間約60万円です。

委員から、建物の老朽化が進む中で町側が不利な契約になっていないかとの質疑があり、当局は、配管の漏水や冬季の給水管破裂が生じており、長期的な貸し出しは困難になりつつある。将来的には解体・処分も含めた検討が必要と答弁がありました。

なお、解体費用は高額になる可能性があり、契約内容の精査とタイミングの見極めを求める意見も出されました。

ほかには特に質疑もなく、議案第7号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第10号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、省令改正に伴う条例改正で、施行日は令和8年3月31日となります。

主な改正内容は2点であります。

まず1つ目、近年普及しているテント型等の屋外サウナを「簡易サウナ」として新たに整備し、離隔距離・安全装置の基準を設けるものであります。県内では田沢湖などで既に設置例があり、今後の増加が見込まれます。

第2に、住宅における火災予防の推進項目に「感震ブレーカーの普及促進」を追加するものであります。令和6年1月の能登半島地震を踏まえ、国が普及を推進しているもので、感震ブレーカーには、分電盤内蔵型、分電盤後付け型、コンセント型の複数タイ

ブがあります。

委員から、設置費用が高いため補助金制度の創設をと要望があり、当局から、広報・SNS・各種イベントなどを通じてPR活動を行い、関係課と連携して普及を図っていくと答弁がありました。

また、通電火災の危険性と感震ブレーカーの重要性、避難時のブレーカー遮断習慣化、煙感知器・熱感知器など情報発信を推進すべきとの意見もありました。

議案第10号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第11号関係部分、専決処分（第1号）の承認を求めることについてであります。

本案は、この冬の大雪により高齢者世帯等の間口除雪支援委託料が増加したため、「高齢者世帯等除雪支援委託料」を271万円増額補正したものであります。1月23日時点の利用者数は191世帯となっております。

委員から、シルバー人材センターの担い手不足対応はと質疑があり、当局から、現時点は対応できているが、高齢化による先細りが懸念されると答弁がありました。

早朝除雪への加算や時間帯別料金設定の導入を求める意見も出されました。

議案第11号関係部分は全会一致で承認すべきものと決しております。

議案第13号関係部分、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第9号）であります。

本案は、実績見込に伴う補正予算が主なものであります。ICT支援員の年度途中退職により259万7,000円が、学校支援スタッフ配置事業の人材確保困難により140万8,000円がそれぞれ減額となっております。中学校野球場（町民野球場）整備として561万円が新たに計上され、消防活動費は新規採用職員被服・消火栓修繕等で190万5,000円が増額となっております。

委員から、わかすぎくらぶ休止に伴い、すずむしクラブに4から6年生が流入して最大60名を超える日がある。対応はとの質疑があり、当局から、五城目小学校メディアセンターを活用して学年を分けて対応している、今後の選択肢を模索すると答弁がありました。

議案第13号関係部分は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第14号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。

本案は、実績見込みによる補正であります。一般被保険者療養給付費の増額等を主な

内容としています。

特段の質疑はなく、議案第14号は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第15号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

本案は、実績見込みによる補正で、後期高齢者医療広域連合への納付金の減額が主な内容でございます。

委員から、納付金の減額は被保険者が減ったからかとの質疑があり、当局から、広域連合の運営に関連した費用の実績見込みによるものであるとの答弁がありました。

ほかには特段の質疑はなく、議案第15号は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第16号、令和7年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

本案は、実績見込みによる補正で、介護サービス等諸費が減額される一方、介護給付費準備基金積立金が積み立てられます。

委員から、基金残高（本補正後3億円超）の更なる積み増しを踏まえ、第10期計画（令和9年度以降）において保険料の大幅引き下げと介護予防への注力を求めるが、町の考えはとの質疑があり、当局から、第10期では保険料引き下げを大きく考える必要があるとの答弁がありました。

また、家族介護慰労金事業（要介護4・5でサービス未利用者の家族が対象）の要件に不公平が生じているのではと制度見直しを検討中との説明があり、在宅介護家族への支援充実を求める意見が出されました。

議案第16号は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第17号、令和7年度五城目町障害認定事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、令和6年度からの繰越金を歳入に計上し、予備費として同額を計上するものであります。

特段の質疑はなく、議案第17号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第19号関係部分、令和8年度五城目町一般会計予算であります。

令和8年度一般会計予算のうち、主な新規事業等について報告いたします。

子育て・保育関係部分では、令和8年度から「こども誰でも通園制度」を新たに開始します。「子ども家庭センター事業」が新設され、子育て情報ホームページのリニューアル

アル、18歳まで対象の24時間オンライン医療相談アプリ「いつでもドクター」の導入が計上。誕生祝い品として、町内職人が製作した革製品・木製品・陶器などの特産品に子どもの名前を刻印したオリジナルの品（1人1万円・20人分）を、4か月健診時に申し込み、10か月健診時に贈呈する新事業も設けられます。体調不良児型保育の補助金が新規追加、子育て短期支援事業には里親ショートステイ事業が新規追加されています。里親ショートステイは令和6年10月に開設された秋田県の里親支援センター「トモニー」と連携し、研修を受けた登録里親が1週間程度子どもを預かる仕組みであります。

保健・医療関係では、RSウイルスワクチン接種が4月から妊婦向け定期接種として開始され、1人当たり3万円の補助で15人分を計上しています。3歳児・5歳児健診では発達のウェブスクリーニング検査が新たに実施され、保護者がタブレットで回答する質問票から発達上の特性を早期に把握し、療育機関へ速やかにつなぐことを目的とするもので、5歳児健診では保育士からの情報も合わせ確認できる仕組みであります。産前産後ケアサポート事業では、宿泊型（秋田厚生医療センター産婦人科病棟）・通所型（市内産婦人科・クリニック複数）に加え、地域密着型として町内温泉施設を活用したデイサービス型が新規追加されました。

教育関係では、ICT支援員の確保困難を踏まえ、人件費からICT支援業務委託料へ形式を変更し学校教育活動推進事業が計上されております。GIGAスクール端末更新に伴う学校情報機器整備事業も計上され、中学校普通教室等のエアコンは15年を経過しメーカー部品も不足しており、令和8年度に実施設計を行い、翌年度に国補助金を活用して更新・新設（概算で2,000万円から3,000万円規模）を進める方針であります。学校支援コーディネーターの謝礼単価が時給1,500円（県謝礼単価上限）に引き上げられました。また、部活動地域展開検討会謝礼金も新規計上されております。

施設整備では、町民センター（山村開発センター）の給水設備改修工事实施設計・無線LAN機器交換・2階から3階のLED化更新工事・エレベーター改修工事が計上され、馬場目地区公民館のLED化改修・排水管付け替え、富津内地区公民館のLED化改修・トイレ洋式化改修・旧保育園部分解体など加えて、各地区公民館の修繕・改修も計上されています。屋内温水プールは、プールサイド床シート・プール槽塗装改修工事のため、9月から11月頃の約3か月間休館が必要となります。圏民体育館は、給水設備改修工事实施設計・大会議室LEDリース・事務室エアコン設置工事・バスケットゴー

ル2対購入等が計上されています。

空き家対策では、解体補助の旧耐震基準要件が撤廃され、補助上限額が20万円に引き上げられました。

スポーツ関係では、従来の町内会対抗形式の運動会を見直し、「五城目スポーツフェス」として全世代参加型イベントへ刷新する新規事業が計上されています。

金婚式は五城館での招待会形式から、対象53組への町内写真店での記念撮影クーポン（1組4,500円）送付方式に変更されております。

廃棄物処理については、令和17年度の広域化に伴いプラスチック分別が開始予定であります。

主な質疑について申し上げます。

委員から、こども誰でも通園制度の周知について、ホームページのみでなくチラシ配布や健診の場での案内等を求めると質疑があり、当局から、担当と相談の上、対応を進めると答弁がありました。

委員から、ウェブスクリーニング検査について、療育センターの受診待ちが長期化していると聞いたが実情はどうかと質疑があり、当局から、発達支援センター「ふきのとう」の先生が年に数回出張相談の機会を設けており、受診待ちの間のつなぎとして機能していると答弁がありました。

公民館の在り方について、委員から、公民館は民主主義の訓練場・産業振興の原動力として設立された場であり、その本来の意義に立ち返ったビジョンを生涯学習課として持つべきではとの意見が出されました。

また、地域おこし協力隊や集落支援員をコーディネーター役として公民館活動に配置し、集落のつながりを強める取り組みの提案がなされました。当局から、指定管理を各地区町内会長会にお願いしており、LED化等の整備を優先しつつ中長期的な在り方については継続検討すると答弁がありました。

養護老人ホーム森山荘の措置制度の周知について、委員から、大湊村の職員に措置制度が知られていないなど、他市町村への周知・連携に行政として取り組むべきとの意見が出され、当局は、今後周知に努めたいと答弁がありました。

また委員から、予算書説明の読み上げに長時間を要する現状を改善し、県議会のように重点政策を事前にペーパーで配布する方式の導入を検討する提案もなされました。

議案第19号関係部分は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第20号、令和8年度五城目町国民健康保険特別会計予算であります。

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費が主な歳出でございます。

特段の質疑はなく、議案第20号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第21号、令和8年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算であります。

後期高齢者医療広域連合納付金が主な歳出でございます。

委員から、保険料と広域連合納付金が前年度より増加している理由はとの質疑があり、当局から、2年に一度の保険料改定が令和8年度にあり料率が引き上げられること、加えて令和8年度から子ども・子育て支援金が加算されるため（1人当たり月二、三百の加算、令和8年から10年度の3年間で段階的増額）との答弁がありました。

議案第21号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第22号、令和8年度五城目町介護保険特別会計予算であります。

第1号被保険者保険料、介護サービス等諸費が主な内容でございます。介護給付費準備基金を取り崩して充当いたします。

委員から、成年後見制度の申し立て費用・負担金の内容はとの質疑があり、当局から、市町村長申し立ての際の書類作成費・収入印紙・診断書費用等のほか、本人が報酬を負担できない場合の後見人報酬の町負担金を計上。令和8年度は3件を見込んでいる。過去10年の申し立ては11件で、弁護士・司法書士・社会福祉士などの第三者が後見人となっているとの答弁がありました。

委員から、制度の周知を積極的に行い、後見人を引き受けられる人材の掘り起こしにも取り組んでほしいとの意見が出されました。

また、地域包括支援センターの会計年度任用職員など、専門性の高い対人援助職の処遇改善が継続勤務と人材確保のために重要であるとの意見も出されました。

議案第22号は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第23号、令和8年度五城目町障害認定事業特別会計予算であります。

歳入は審査会負担金、認定審査会費が主な内容であります。

特段の質疑はなく、議案第23号は全会一致で可決すべきものと決しております。

以上、令和8年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第11号関係部分、議案第13号関係部分、議案第19号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第7号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号は原案可決と決します。

次に、議案第11号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案承認です。議案第11号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案承認と決します。

次に、議案第13号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第13号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案可決と決します。

次に、議案第19号、令和8年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第19号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案可決と決します。

次に、委員会提出議案第2号、五城目町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番佐々木議会運営委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 委員会提出議案第2号、五城目町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、町組織機構改革により、組織再編に伴い当該条例の一部を改正するものであります。

改正（案）は添付資料でご確認ください。よろしくお願いたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第2号は可決と決します。

次に、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

人事案件の議案はタブレットに掲載してございます。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員5名のうち伊藤春美氏が令和8年6月30日をもって任期満了となり、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

伊藤氏は令和5年7月以来、同委員を務めており、これまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われますので、よろしくお願いたします。

経歴につきましては、お手元の資料、議案に添付してありますので、よろしくお願いたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第26号については同意することに決定いたします。

次に、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了をいたしました。

令和8年第1回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

午後11時27分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員